

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者との間に生計維持関係があったものと認められるとして、原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は○会社においてイベント、葬祭設備の設置業務に従事していた。

平成○年○月○日、出張業務を終え帰宅途中、運転を誤り反対車線にはみ出し、道路沿いにある店舗に衝突する事故を起こし、救急車で○病院に搬送されたものの、腹部大動脈瘤破裂により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償年金及び葬祭料の請求を行ったところ、監督署長は業務上の死亡と認めたが、請求人には被災者との生計維持関係が認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人と被災者との生計維持関係は認められないとして行った監督署長の不支給決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

(1) 婚姻関係について

戸籍謄本から、被災者と請求人は、昭和○年○月○日婚姻し、平成○年○月○日協議離婚したことが認められる。その後、被災者に法定婚姻関係はない。

(2) 住居地について

戸籍謄本附票等から、以下について認められる。

請求人は、昭和○年○月○日から、○に住所登録している。

被災者は、その2年後の昭和○年○月○日から、請求人と同一住所に住所登録している。

請求人は離婚後平成○年○月○日から○に住所登録しているが、3年後の平成○年○月○日付けで職権削除されている。

請求人は、平成○年○月○日からは、請求人の実母の自宅に住所登録未届けではあるが、居住していたことが認められる。

(3) 以上のことから、請求人は、被災者との婚姻関係を解消した後は、被災者と別居し、生計を一にしていたとはいえず、また、被災者との関係において「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」にも該当しないため、遺族補償年金及び葬祭料の受給資格者として認められないものと判断した。

4 審査官の判断

(1) 婚姻関係について

戸籍謄本から請求人と被災者は昭和○年○月○日に婚姻し、平成○年○月○日協議離婚したが、その後請求人及び被災者に法定婚姻関係はないものと認められる。

(2) 住居地について

戸籍謄本附票等から請求人は昭和○年○月○日付けで○に住民登録し、同じく被災者は2年後の昭和○年○月○日付けで同地の住民登録をしていることが認められる。

離婚後請求人は平成○年○月○日付けで○に住民登録し、平成○年○月○日付けで職権削除されていることが認められる。

被災者死亡後の平成○年○月○日付けで、請求人の実家である○から○に平成○年○月○日転入の届出がなされたことが認められる。

(3) 生計維持関係について

離婚後請求人は健康保険証の発行手続きに必要なことから、平成○年○月○日付けで娘夫婦が暮らす○に住民登録をしているが、実際は離婚直後である5年前から居住しており、被災者の知り合いの店を手伝うことによる収入、一緒に住むようになった長女の夫の収入、長女の収入、実母の年金で社会生活を営んでいた。よって、被災者からの生活費援助はなかったと認められる。

平成○年、請求人は体調を崩し○病院に入院した。退院後請求人は被災者から「そんな状態なら家にいれば」と言われ、一緒に住むようになったことが認められる。

請求人は被災者と一緒に住むようになった時点ではすでに働いておらず、被災者の収入と請求人の実母の年金によって、生計を立てていたことが認められる。

請求人が被災者と一緒に住むようになった以降の生活費は、被災者の給料のうちの15,6万円で賅っていたことが認められる。その内訳は、光熱費や保険料80,000円、被災者宅の家賃54,000円、請求人実母の介護料28,000円、被災者宅と請求人実家までの間の定期代7,940円である。

平成〇年頃一人暮らしをしていた請求人の実母の介護が必要になったため、請求人は被災者宅から実家に通うようになった。一日おきに実家に昼間に行き家事と食事の仕度をして、夕方に被災者宅に帰るような生活を送るようになったことが認められる。

平成〇年〇月〇日請求人の実母の容態が悪化し24時間介護が必要になったため、居住拠点を実家に移し、逆に被災者の食事の準備や洗濯等を行うため被災者宅に通うようになったことが認められる。

民生委員や隣人は、請求人と被災者は夫婦と認識しており、被災者の勤務する〇会社からは平成〇年の雇い入れ当初から、一度結婚して別れ、その後内縁関係になったため、家族手当が支給されていたことが認められる。

被災者が平成〇年〇月〇日に死亡した後の請求人の生活費は、実母の年金と被災者の銀行口座の残額で賅っていたが、生活が苦しくなり実母の生活保護の申請を行い、その額をもって賅っていたと認められる。

- (4) 以上のとおり、請求人と被災者は昭和〇年〇月〇日に結婚し、平成〇年〇月〇日に協議離婚しているが、請求人が体調を崩し一緒に住むようになった平成〇年〇月からは、被災者と内縁関係としての生計維持関係があり、周囲の人々や会社の同僚等も世間一般の夫婦と認識していたことから、協議離婚後に再度の婚姻の届けはないものの、平成〇年〇月以降、被災者の死亡時まで事実上の婚姻関係にあったものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った遺族補償年金及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。